

丹波篠山市耐震改修促進計画【第3期】

(令和8年3月)

丹波篠山市

目 次

1	計画概要	
(1)	計画改定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	1
(3)	計画期間	2
2	丹波篠山市で今後発生が想定される地震規模、被害の状況	3
3	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標	
(1)	住宅耐震化の現況と目標	5
(2)	多数利用建築物耐震化の現況と目標	6
4	住宅・多数利用建築物等の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
(1)	基本的な取り組み方針	7
(2)	これまでの施策の実施状況	7
(3)	住宅・建築物の耐震化施策	7
(4)	優先的に耐震化に着手すべき建築物	10

1 計画概要

(1) 計画改定の趣旨

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、兵庫県内で240,956棟の家屋が全半壊し、6,434名の尊い命が犠牲となりました。地震直後に発生した死者（約5,500人）の約9割は、建築物の倒壊等によって命を奪われたものであることが明らかになっており、建築物の耐震化の重要性が認識されました。

平成18年には「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐促法」という。）」が改正され、兵庫県において「兵庫県耐震改修促進計画」が策定されたことを受け、平成19年度に「篠山市耐震改修促進計画（第1期）」を策定し、市内の住宅や建築物の耐震化の目標と、目標を達成するための施策を定めて耐震化対策を進めてきました。

その後、平成23年の東日本大震災により甚大な被害が発生したことから、平成25年に耐促法が改正され、一定規模以上の多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。）等について耐震診断の実施が義務付けられるなどの措置が講じられました。このことを受け、当初計画の期間終了年度である平成27年度に計画を全面改定（第2期）しました。

丹波篠山市における耐震化率は、直近の推計によると、住宅では86.1%(R5)、多数利用建築物で90.5%(R7)にとどまるなど、本計画に定めた目標を下回っていることが明らかとなっています。

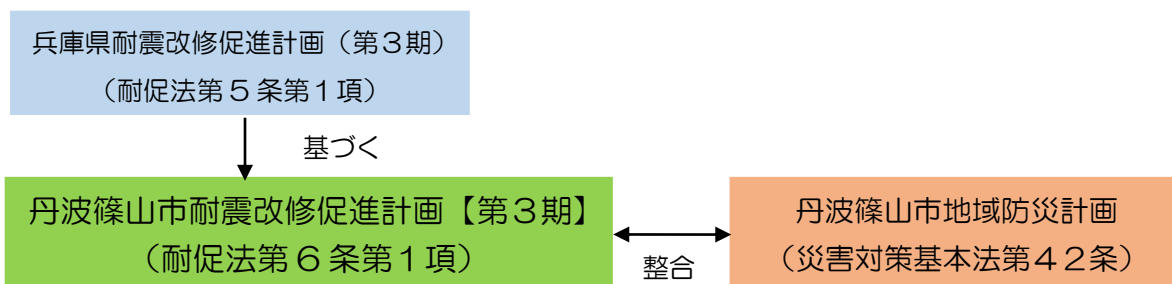
また、令和6年1月に発生した能登半島地震では家屋倒壊により、地方部の高齢者を中心に人的被害が生じました。

このような状況の中で、南海トラフ地震や内陸活断層地震の発生の切迫性が指摘されており、地震時における市民の安全を確保するためには、引き続き住宅や建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、本計画を改定します。

(2) 計画の位置付け

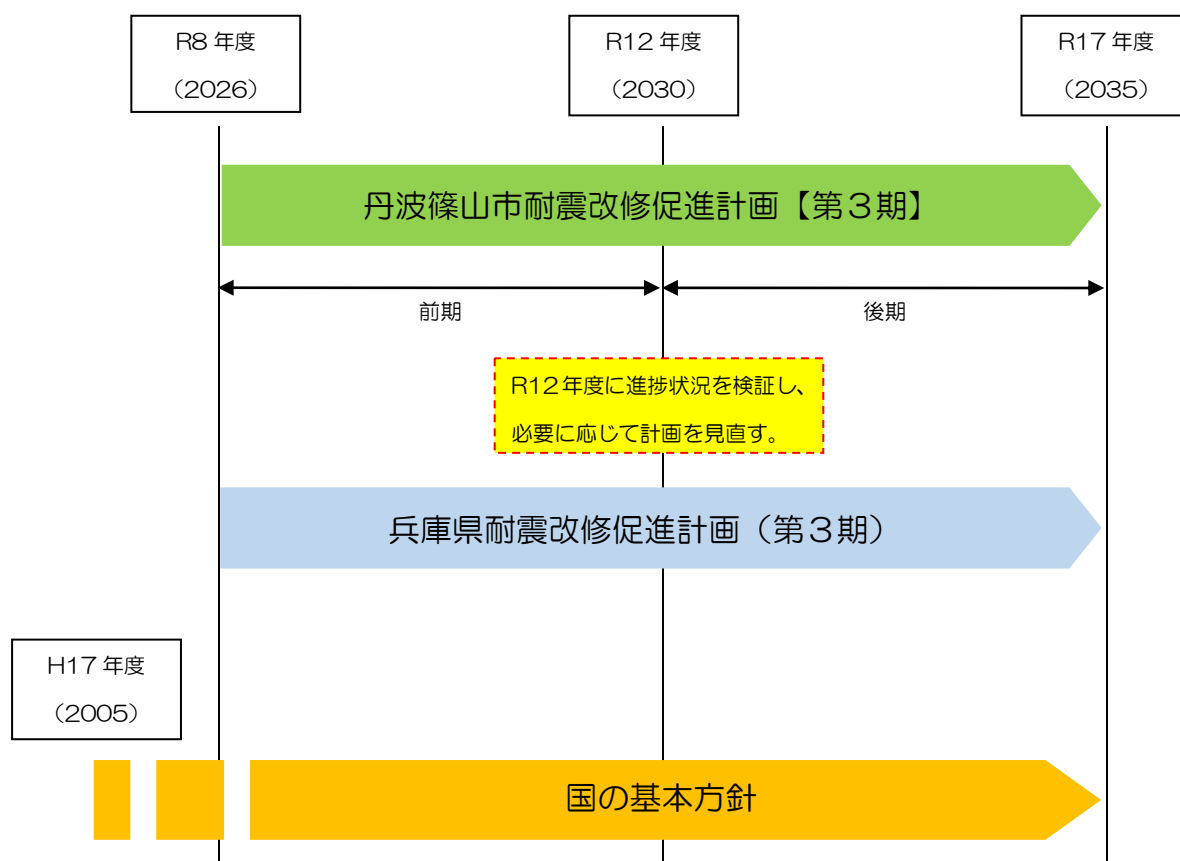
本計画は、耐促法第6条第1項の規定により、兵庫県耐震改修促進計画に基づき、本市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として策定します。

また、本計画は地震災害に備えることを目的とした、住宅や多数利用建築物等の防災・減災対策を推進するための計画であり、「丹波篠山市地域防災計画」との整合を図りつつ定めます。



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。
なお、県計画の見直しや社会情勢の変化、事業の進捗状況等を勘案し、計画期間の 5 年目にあたる令和 12 年度に進捗状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。



【参考】

国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（R7.7.17 一部改正）における耐震化の目標

- 住宅については令和 17 年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和 12 年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

兵庫県耐震改修促進計画（令和 8 年 3 月改定）における耐震化の目標

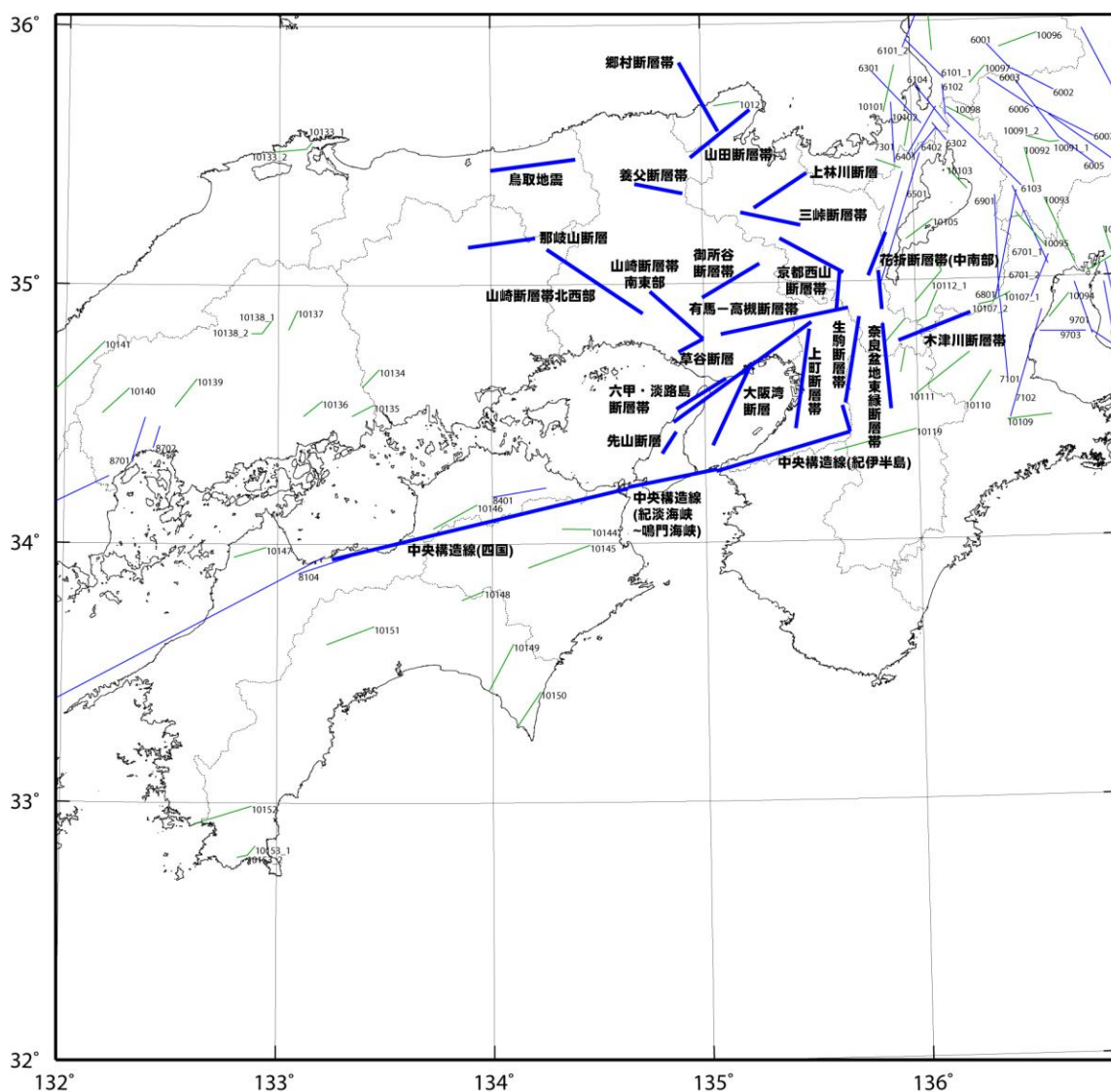
- 耐震性が不十分な住宅について、現況の 91.7%を令和 17 年度におおむね解消とする。
- 耐震性が不十分な多数利用建築物について、現況の 93.4%を令和 17 年度におおむね解消とする。

2 丹波篠山市で今後発生が想定される地震規模、被害の状況

丹波篠山市地域防災計画では、丹波篠山市内で震度5強以上を発生させ、次の地震の発生の可能性や市への影響が大きい地震として、下記の地震を想定しています。

想定地震	市内最大震度	揺れによる全壊棟数	揺れによる半壊棟数
御所谷断層帯地震	震度6強	425	3,197
三峠断層帯地震	震度6弱	1	53
京都西山断層帯地震	震度6弱	11	280
南海トラフ地震	震度5強	1	65

■丹波篠山市に被害を及ぼす地震（震度6弱以上）を引き起こしうる活断層位置図



丹波篠山市地域防災計画より

【参考】

兵庫県では、過去の地震災害の状況などから、県内で甚大な被害が発生する可能性がある地震による被害想定を実施しています。

南海トラフ地震及び内陸活断層地震のうち主要4地震に係る被害想定の結果は、以下のとおりとなっています。

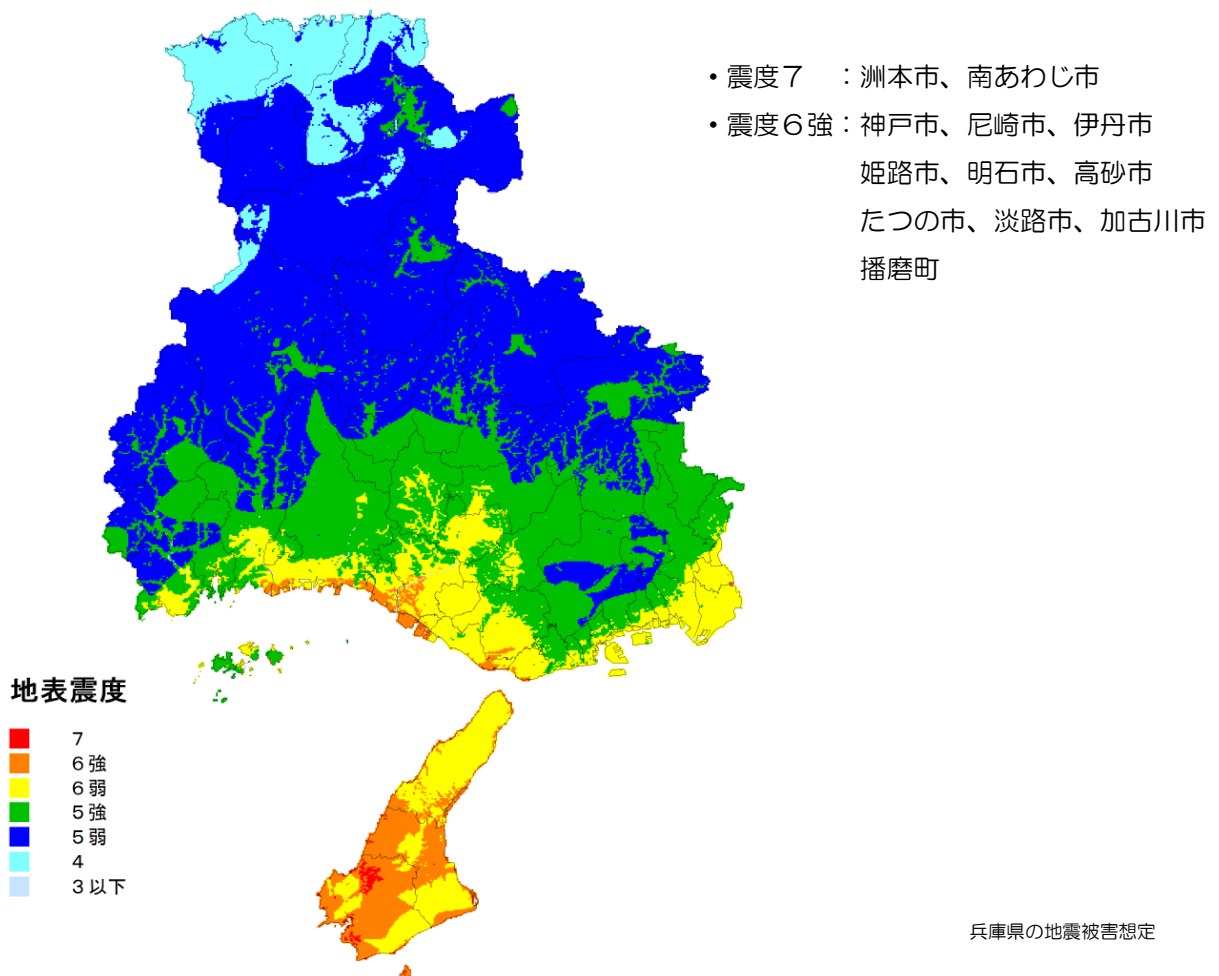
地震	想定規模	揺れによる建物被害棟数（全壊）			建物倒壊による 死者数（早朝5時）
		木造	非木造	計	
南海トラフ地震 ※発生しうる最大クラスを想定	M9.0	29,347	2,695	32,042	1,876 人
山崎断層帯地震 （大原・土万・安富・主部南東部）	M8.0	53,239	4,408	57,647	3,645 人
上町断層帯地震	M7.5	79,838	9,421	89,259	5,465 人
中央構造線断層帯地震 （紀淡海峡-鳴門海峡）	M7.7	33,489	4,869	38,358	2,302 人
養父断層帯地震	M7.0	136	15	151	14 人

出典：兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定（H26.6）、兵庫県の地震被害想定（内陸型活断層）

南海トラフ地震の地震動予測結果

（地表震度分布図）

（主な市町の最大地表震度）



兵庫県の地震被害想定

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標

(1) 住宅耐震化の現況と目標

- ①住宅耐震化の現況（令和 5 年時点）
住宅の耐震化の現況は、住宅・土地統計調査結果（R5）より推計しました。
- ②住宅耐震化の目標設定方針
兵庫県耐震改修促進計画の目標を勘案し設定します。
- ③住宅の耐震化の目標（令和 17 年度末）

兵庫県目標を踏まえ、耐震性が不十分な住宅のおおむね解消を目指します。

住宅耐震化の現況と目標

現況（令和 5 年）		目標（令和 17 年度末）	
区分	戸数	区分	戸数
住宅総数	15,900	住宅総数	15,913
耐震性無	2,203	耐震性無	おおむね解消
耐震化率	86.1%	耐震化率	

耐震化必要戸数	
自然減	772
施策による減	1,431

1. 住宅総数の伸びは、兵庫県推計に合わせています。
2. 自然減（建替・滅失）の戸数は、兵庫県の推計値から市独自に算出しています。
3. 耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標として設定しています。

【参考】住宅・建築物の耐震性

1 旧耐震基準建築物

昭和 56 年 5 月以前に着工した建築物。旧耐震基準建築物等でも、国土交通省告示に基づく耐震診断基準で倒壊の恐れが少ないと診断されるものは、新耐震基準建築物と同程度の耐震性を有すると考えられます。

2 新耐震基準建築物

昭和 56 年 6 月 1 日より建築基準法に基づく耐震基準が改正されており、これ以降に着工した建築物等は、大地震に対しても倒壊の恐れは少ないとされています。

(2) 多数利用建築物耐震化の現況と目標

- ①多数利用建築物耐震化の現況（令和 7 年時点）
兵庫県が令和 7 年度に実施した調査結果を基に、本市が独自に集計しました。
- ②多数利用建築物耐震化の目標設定方針
兵庫県耐震改修促進計画の目標を勘案し設定します。
特に、災害時に拠点となる公共施設、避難所については早期の耐震化を目指します。
- ③多数利用建築物耐震化の目標（令和 17 年度末）

兵庫県目標を踏まえ、耐震性が不十分な多数利用建築物のおおむね解消を目指します。

多数利用建築物耐震化の現況と目標

現況（令和 7 年）

区 分	棟 数
建築物総数	63
耐震性無	6
耐震化率	90.5%



目標（令和 17 年度末）

区 分	棟 数
建築物総数	63
耐震性無	おおむね解消
耐震化率	

【参考】多数利用建築物

耐促法第 14 条第 1 項第 1 号に定める用途で、一部の用途を除き 3 階以上かつ 1,000 m²以上の建築物

（建築物用途の例）

- ・商業施設：百貨店、スーパー、銀行、飲食店（面積要件あり）
- ・宿泊・医療・福祉施設：ホテル、旅館、病院、診療所、老人ホーム、児童福祉施設
- ・教育・文化施設：学校、図書館、博物館、美術館、劇場、映画館
- ・その他：共同住宅、寄宿舍、公衆浴場、工場（危険物貯蔵所を除く）

4 住宅・多数利用建築物等の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取り組み方針

住宅及び多数利用建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が自らの問題として取り組むことが不可欠であり、本市としては、所有者等の取組を支援する観点から必要な施策を講じます。

また、住宅及び多数利用建築物に関わる事業者は、適切に耐震化が図られるよう、耐震診断や改修に係る知識及び技術力の向上に努め、所有者等に対して適切なアドバイスを行うとともに、所有者等のニーズに沿った耐震診断、補強設計又は改修工事等が実施できるよう連携を図ります。

(2) これまでの施策の実施状況

①簡易耐震診断の推進

住宅の簡易耐震診断推進事業により耐震診断を促進

- ・対象住宅：昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ・実施状況：184件（H27～R7）
※戸建住宅で、木造のものについては無料

②住まいの耐震化促進事業の推進

耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定された住宅について、耐震改修計画策定費や耐震改修工事費等の補助を行い、住宅の耐震化を促進

- ・実施状況：耐震改修計画策定費補助 35件（H29～R7）
耐震改修工事費補助 25件（H29～R7）
簡易耐震改修工事費補助 8件（H29～R7）

③普及啓発等

市広報紙、チラシ及びホームページ等により、所有者等に情報提供

(3) 住宅・建築物の耐震化施策

①現状と課題

耐促法の施行から30年、旧耐震基準住宅は建築から40年以上が経過しています。第3期計画では、居住者等の高齢化、人口減少及びこれまでの取組の成果等を踏まえ、兵庫県が実施したアンケート調査等に基づき、現状と課題を以下のとおり整理します。

ア) 耐震化に消極的な居住者等に対する意識啓発

- 必要な情報が伝えるべき対象に届いておらず、耐震化の必要性や効果が

イメージできない、誰に相談・依頼したらよいか分からない市民が今なお存在しています

- 居住者等の高齢化が進み、高額な改修コスト、後継者の不在等の面から耐震化に対するモチベーションが低下しています

イ) 耐震化に係る住民負担の軽減

- 「多額の費用がかかること」が、耐震改修工事を実施しない最大の要因となっています
- 住宅の面積が大きい場合、改修工事費が高額になることが多い。補助限度額を大きく上回るため、負担感が大きくなる傾向にあります

ウ) 高齢者のみ住宅の耐震化促進

- 築45年以上が経過している旧耐震基準住宅は、高齢者のみで居住しているものが多くを占めており、耐震化率が低くなっています
- リフォーム工事やバリアフリー改修は実施されているものの、耐震改修工事の実績は少ない

②施策の基本的な方向性

これまでの施策の着実な推進に加え、耐震化に消極的な居住者等に対する意識啓発、地域や居住者等の特性に応じた課題への対応を行うため、次に掲げる施策を重点的に実施します。その際、子育て世帯が居住する住宅等、長期の利用を想定するものは、引き続き耐震改修（目標評点1.0）を促進するとともに、負担感の大きい高齢者等には、簡易耐震改修（目標評点0.7）等の命を守る改修の普及・促進を図ります。

なお、取組を効率的かつ効果的に行うため、県、市、事業者がその方向性を共有して対応します。

ア) 普及啓発

I 耐震性が不明又は不十分な住宅の把握

- 不動産登記情報等を活用した旧耐震基準住宅リストを整備

II 旧耐震基準住宅居住者等へのプッシュ型意識啓発

- 旧耐震基準住宅リストを活用した、行政から居住者等に対するプッシュ型意識啓発を推進

III 幅広い媒体を活用した周知活動

- 市広報紙、ホームページやSNSの活用、自治会回覧、イベント実施等の機会において普及啓発活動を引き続き実施

イ) 住宅の耐震化促進支援策

I 簡易耐震診断の推進

- 旧耐震基準住宅の耐震性を把握するため、安価で手軽に実施できる簡易耐震診断を推進

- II 住まいの耐震化促進事業の推進
 - 耐震性の低い住宅に対し、耐震改修計画策定、耐震改修工事への補助を実施
 - 多額の費用負担が困難な世帯等に対し、コストを抑えて命だけは守るという観点の部分型改修工事等への補助を実施

- III 高齢者居住住宅への支援強化
 - 旧耐震基準住宅リストを活用したプッシュ型意識啓発や事業者、他分野施策との連携による、耐震化需要の掘り起こしを推進

- ウ) 環境整備
 - I 相談体制の確保
 - 耐震化に関する相談に対応するため、県、市及びひょうご住まいサポートセンターにおける相談体制を確保
 - 建築関係団体や事業者と連携し、技術的な相談にも対応できる体制を整備

 - II 他分野施策との連携
 - 福祉分野と連携した高齢居住者等の意識啓発を推進
 - バリアフリー改修等、住宅の居住環境の改善と併せた耐震改修を促進

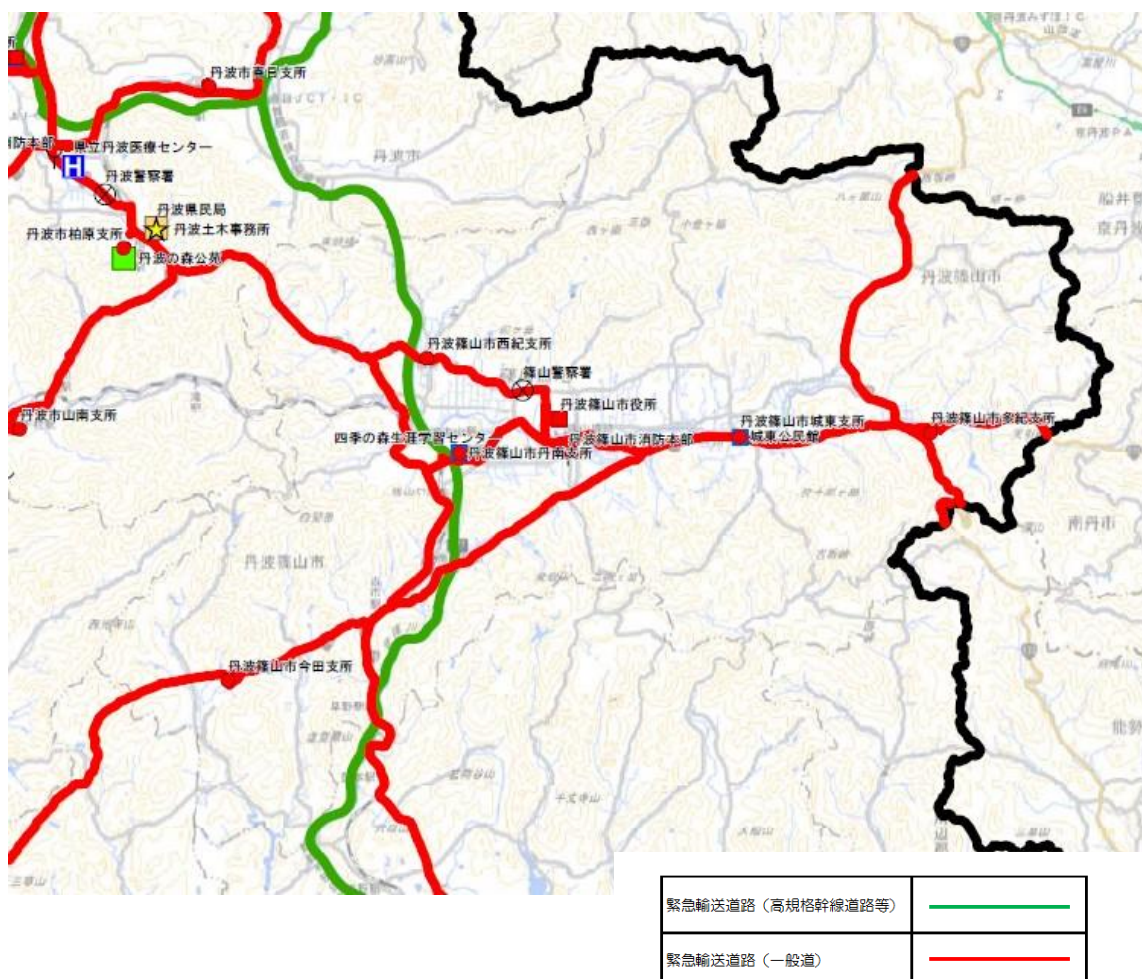
 - III 建築関係事業者との連携
 - 耐震改修の専門的な知識や技術に裏打ちされた説得力のある説明を行うため、住民向け説明会等での事業者の活用を推進
 - 地域のリーダーとなる事業者を育成し、地元の設計者・施工者を支援

(4) 優先的に耐震化に着手すべき建築物

以下に定める建築物については、優先的に耐震化に着手すべき建築物とします。

- ① 避難所として利用する建築物又は災害時に拠点となる学校、病院、福祉施設
- ② 兵庫県耐震改修促進計画において、「地震時に通行を確保すべき道路」として指定する道路の沿道建築物で、地震で倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

【参考 兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路（抜粋）】



【丹波篠山市内で指定されている緊急輸送路】

国道 173 号、国道 176 号、国道 372 号、県道西脇篠山線、県道篠山山南線、県道丹南篠山ロインター線、
県道長安寺西岡屋線、県道大沢新東吹線、県道本郷東浜谷線、県道丸山南新町線、舞鶴若狭自動車道

丹波篠山市耐震改修促進計画【第3期】

令和8年3月

【発行】丹波篠山市まちづくり部 地域計画課

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町41番地

電話：079-552-1111（代表）

メールアドレス：chiikikeikaku_div@city.sasayama.hyogo.jp